

令和5年5月9日

みえ安心おもてなし施設認証制度
(あんしん みえリア) 認証店の皆様へ

三重県観光部 観光誘客推進課

みえ安心おもてなし施設認証制度の廃止について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の、5類感染症に位置づけられることとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）も同日付で廃止されるとともに、同方針に基づいて各都道府県が実施した第三者認証制度も廃止されました。

これに伴い、令和5年3月1日付文書でお知らせした通り、「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）」についても、令和5年5月8日をもって廃止することとなりましたので、ご連絡いたします。

あんしんみえリア認証店の皆様におかれましては、これまで認証基準に基づく新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、制度廃止に際し、下記のとおりご対応をお願いいたします。

記

1. 認証マークの利用及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称使用について

認証マークの利用及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称使用ができなくなりますので、店頭等に掲示いただいている認証マーク（ステッカー）を取り外していただきますようお願いいたします。

2. 感染防止対策に使用した物品について

感染防止対策のために使用した物品等については、各店舗ごとのご判断で、使用の継続の有無等についてご検討いただきますようお願いいたします。

ご検討いただく際は、各業界団体作成の手引きや、国からの感染対策等に係る提供情報（下記3に記載のとおり）もご参照ください。

なお、補助金等を活用して購入した備品を処分する際は、制限が設けられている場合がありますので、その際は当該補助金等の所管課あて確認をお願いいたします。

3. 令和5年5月8日以降の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、政府として一律に感染対策を求めることはなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として、政府が感染症法に基づき情報提供を行うこととなります。

位置づけ変更後の事業者の自主的な取組への支援として、内閣官房ホームページに感染対策を含めた各種情報が掲載されていますので、必要に応じてご参照ください。

<内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ>



URL:<https://corona.go.jp/guideline/>

※ 三重県のホームページでも、随時必要な情報提供を行ってまいります。

<みえリアホームページ「みえ安心おもてなし施設認証制度について」>



URL:https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00046.htm

※ 本通知に関してご不明点等ございましたら、以下の事務担当までお問い合わせください。

事務担当	
三重県観光部観光誘客推進課	
電話番号	059-224-2823
メールアドレス	kankoyu@pref.mie.lg.jp